

令和7年度（令和6年分）市民税・県民税 兼 国民健康保険税 申告書

点検	受付	本人確認 ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・保険証等 その他（ ）
----	----	---

浦添市長 殿	1月1日 現在の住所	浦添市	電話番号 携帯・自宅	
年 月 日提出	現住所	<input type="checkbox"/> 同上	生年月日	T S H R
確認 番号	ふりがな		世帯主 氏名	世帯主 との続柄
代理 申告	氏名		個人 番号	
住所	氏名		続柄	電話
※代理人が申告者と同一世帯でない場合は、申告者からの委任が必要です。		上記の者を代理人と定め本申告 に関する権限を委任します。		
		委任者（本人）		

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑫ 雑損控除	損害の原因・種類	損害年月日	損害金額	補てんされる額	災害関連支出の金額
⑬ 医療費控除	<input type="checkbox"/> 従来の医療費控除	[10万円]又は[所得合計×0.05] のいずれか少ない方の額	C		円
	<input type="checkbox"/> セルフメディケーション	12,000円	左記のいずれかを 記入		円
	A 支払った医療費	B 保険金等で補てんされる額	控除額 (A-B-C)		円
⑭ 社会保険料控除	国民健康保険	円	介護保険	円	
	後期高齢者医療	円	国民年金	円	
	給与天引きの社保	円	年金天引きの社保	円	
	その他( )	円	合計 ⑭	円	
⑯ 生命保険料控除	新 生命保険料の計	円	旧 生命保険料の計	円	介護医療保険料の計
	新 個人年金保険料の計	円	旧 個人年金保険料の計	円	
⑰ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円	
本人控除 <該当に○>	⑱ 寡婦（死別・離婚・生死不明・未帰還）・ひとり親		同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)		
	⑳ 身・療・精 級 (特・普)		⑲ 勤労学生 (学校名: )		
配偶者の合計所得金額	円		有・無		
世帯員	扶養	氏名	生年月日	続柄	該当事項に○
	有・無		T S H R		同居・別居
		個人番号			身・療・精 級 特・普
	有・無		T S H R		同居・別居
		個人番号			身・療・精 級 特・普
	有・無		T S H R		同居・別居
		個人番号			身・療・精 級 特・普
	有・無		T S H R		同居・別居
		個人番号			身・療・精 級 特・普
	有・無		T S H R		同居・別居
		個人番号			身・療・精 級 特・普
	有・無		T S H R		同居・別居
		個人番号			身・療・精 級 特・普
上記のうち、別居している扶養親族の氏名・住所を下欄に記入してください。					
氏名	住所	国籍	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
氏名	住所	国籍	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
(特定扶養 H14.1.2~H18.1.1 老人扶養 S30.1.1以前生 年少扶養 H21.1.2以後生)					

1 収入金額等	事業	営業等	ア		
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ		
		専従給			
		公的年金等	キ		
	雑	業務	ク		
		その他	ケ		
総合譲渡	短期	コ			
	長期	サ			
	一時	シ			

2 所得金額	事業	営業等	①		
		農業	②		
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥		
		公的年金等	⑦		
	雑	業務	⑧		
		その他	⑨		
		総合譲渡・一時	⑩		
	合計	⑪			

4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑫		
	医療費控除	⑬		
	社会保険料控除	⑭		
	小規模企業 共済等掛金控除	⑮		
	生命保険料控除	⑯		
	地震保険料控除	⑰		
	寡婦・ひとり親控除	⑱		
	勤労学生・障害者控除	⑲~⑳		
	配偶者控除	㉑		
	配偶者特別控除	㉒		
扶養控除	㉓			
基礎控除	㉔		0000	
	合計	㉕		

5 納税方法	給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市・県民税の納税方法	
	<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収)	<input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)
※上記にチェックが無い場合は特別徴収扱いとなります。		

①・② 事業等（営業等、農業）に関する事項

③ 不動産に関する事項

のりしろ  
(添付資料用)

事業所	所在地	帳簿記載	有・無
	名称	領収書確認	有・無
	業種	他の収入	有・無
	電話		
収入金額	売上(収入金額) ①	広告宣伝費	ハ
	家事消費 ②	接待交際費	ト
	その他収入 ③	損害保険料	チ
	小計(①+②) ④	修繕費	リ
	売上原価(仕入金) ⑤	消耗品費	ヌ
	給料賃金 ⑥	福利厚生費	ル
	外注工賃 ⑦	雑費	オ
	減価償却費 ⑧		ワ
	貸倒金 ⑨		カ
	地代家賃 ⑩		キ
	借入金利息 ⑪		ク
必要経費(その他)	小計(④~⑪) ⑫		
必要経費(その他)	必要経費計(⑩+⑫) ⑬		
必要経費(その他)	専従者控除前の所得金額(③-⑬) ⑭		
必要経費(その他)	専従者控除 ⑮		
必要経費(その他)	所得金額(⑭-⑮) ⑯		
必要経費(その他)	租税公課 イ		
必要経費(その他)	荷造運賃 □		
必要経費(その他)	水道光熱費 ハ		
必要経費(その他)	旅費交通費 ニ		
必要経費(その他)	通信費 ホ		

物件名称	
所在地	
種類	件数 年額(円)
収入金額	種類 年額(円)
家賃	地代・家賃 ※
地代	減価償却費 ※
駐車場	租税公課
更新料	修繕費
A 総収入(㊦)	借入金利息
	損害保険料
	管理手数料
	地主会費
	B 総経費
	C 専従者控除額 ※
	所得金額 ③ (A-B-C)

確認事項(左欄に○または×を記入)

単用地の場合、年2回(概算払・清算払)の収入の合計額を申告していますか?

収入にかかる不動産の所有権は申告者と同一ですか?  
×の場合下記を記入

所有者 続柄

※①・②・③ 各項目の明細はこちらに記載の情報は、申告者を支払者とした課税資料となる場合があります。法定調書の内容と相違がないようにご記入をお願いします。

賃借物件	支払先住所	支払先名	賃借月数	支払金額
地・家				円
地・家				円

(減価償却費の内訳)

資産の種類	取得年月	取得価格	償却基準額	耐年数	償却率	償却額	償却額	未償却残高(期末残高)
						/12		円
						/12		円
						/12		円

⑥ 給与(日雇い)証明欄(令和6年1月1日~12月31日)

月	日給(円)	勤務日数	月収(円)
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
賞与(ボーナス)等			
合計金額		力	
社会保険料合計金額		⑭	

(給料賃金の内訳)

従業員の氏名	従業員の住所	生年月日	支払金額
		・	円
		・	円
		・	円
		・	円

(専従者控除の内訳)

専従者氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数	控除額
			・		
			・		

事業所名 ⑰

所在地

代表者 電話番号

⑤ 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・	円	円
国外株式等に係る外国所得税額				

⑧・⑨ 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円
		円	円

⑩ 譲渡・一時所得に関する事項

	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除	所得金額(A-B-C)
総合譲渡	円	円	円	円
短期	円	円	円	円
長期	円	円	円	円
一時	円	円	円	円
コ+サ+シ(総合譲渡長期及び一時所得は、所得金額×1/2) ⑩				

令和6年中に収入(所得)がなかった方の記載欄に該当する項目に記入またはチェックしてください

下記の方から扶養または援助を受けていた  
住所: 同居 別居( )

障害年金  
 遺族年金  
 雇用保険(失業保険)  
 その他( )

預貯金で生活していた

生活保護を受給していた

期間: 年 月 ~ 年 月

寄附金に関する事項

都道府県、市町村分(特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日本赤十字社支部	円
都道府県	円
市町村	円

確認事項  申告した金額は、給与支払者からの証明、源泉徴収票、支払調書、領収書など適正な金額を証するものがないと修正できません。

この申告の内容を基に、課税情報の確認に関する文書などを送付する場合があります。予めご了承ください。また、給与証明等で受取が確認できた場合は、職権により更正されません。この場合において、経費等については計上されません。